

令和3年度愛媛県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金の概要

※下線部は、令和2年度からの変更部分

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により利用客が減少した県内公共交通の利用回復を緊急的に支援するため、コロナ禍でも運行（運航を含む。以下同じ。）を維持し、「新しい生活様式」に対応しながら利用回復、促進を図る公共交通事業者の取組みに補助金を交付することで、感染症からの反転攻勢に向けて準備し、本県公共交通機関の維持・活性化を図る。

2 実施期間

補助金交付申請期間：交付要綱施行の日 から 令和3年7月30日（金）まで
(ただし、申請受付の状況により、変更する可能性あり)

補助事業実施期間：交付決定の日 から 令和3年12月31日（金）まで
(期限までに事業が終了し、支出が完了する必要があります。なお、交付決定前の着手については、「8 注意事項」を御参照ください。)

3 申請窓口

愛媛県 企画振興部 政策企画局 地域政策課 交通政策グループ
(総括：相原、鉄道及びバス：岡本、航路：野本)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL：089-912-2251（直通） FAX：089-912-2249

※申請書等は、「持参」又は「郵送」でお願いします。(持参の場合は、TEL 要予約)
また、申請内容については、申請前に各担当とご相談をお願いします。

なお、押印省略に伴う電子メールでの提出については、「9 申請書類に押印を省略する場合の取扱い」を参照してください。

4 補助対象事業者

県内で公共交通（鉄軌道、路線バス、航路）を営む以下の交通事業者のうち、(1)及び(2)の要件を満たす事業者

区分	交通事業者
鉄軌道	<u>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に定める鉄道事業者又は軌道法（大正10年法律第76号）第4条に定める軌道経営者</u>
<u>路線</u> バス	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、同法施行規則第3条の3第1号に定める路線定期運行又は同条第2号に定める路線不定期運行を営む者。ただし、市町が主体的に計画し、運行するもの（いわゆるコミュニティバス）のみを営む者を除く。
航路	海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条第1項に定める一般旅客定期航路事業者。ただし、離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第3条に定める航路補助金を受ける者を除く。

(1) 県内に本社又は営業所がある者

(2) 令和2年6月から令和3年3月までの間で、輸送量（人員又は台数）又は輸送に係る収入が前年同期比10%以上減少した期間が1箇月以上あること。

(例：6月1日から6月30日まで（30日間）、7月25日から8月24日まで（31日間）)

5 補助対象事業

対象となる交通事業者が、県内の公共交通において、新型コロナウイルス感染症の影響による利用低迷に立ち向かい、感染予防対策ガイドラインに基づく感染防止対策を実践しながら、運行を維持し、「新しい生活様式」に対応して実施する利用促進事業のうち、次の(1)～(4)の事業から、選択して実施（複数選択も可だが、(4)のみを実施することは不可であり、(4)を実施する場合は、(1)～(3)のうち1つ以上実施することが必要。）

事業の種類	想定される補助対象事業	想定される補助対象経費
(1) 調査企画実証に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染防止型運行（航）実証事業</u>（感染拡大防止措置や混雑回避に向けた増結・増便措置など、感染防止や3密回避に資する取組み） ・<u>I C Tの利用やキャッシュレス化、MaaSなどの調査企画実証事業</u> ・利用促進に係る利用者ニーズ等調査把握事業 ・先進機器を活用した利用促進実証事業（新たなサービスにより需要を創出するための環境整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に要する設備整備費 ・混雑緩和のために増便する動力費 ・先進機器導入費 ・調査委託費 <p>など</p>
(2) 広報宣伝に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」対応型公共交通の利用者へのPR事業 ・利用促進に係る広報宣伝事業 ・利用促進に係るキャンペーン事業 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、チラシ制作費 ・CM、デジタルサイネージ制作放映料 ・キャンペーンやイベントの開催費用 <p>など</p>
(3) 商品造成に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>企画きっぷ、ツアー商品等の企画造成事業</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新たな商品造成に係る運賃等割引相当額（実績分に限る）</u> ・商品造成に係る<u>ノベルティやクーポン券等の販売促進費</u> ・モニターツアー実施費 <p>など</p>
(4) 運行継続に関する事業（点検修繕等）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>コロナ禍運行維持事業</u> <p>令和3年4月～令和3年12月の間、コロナ影響前から10%以上の輸送量減少している期間の運行維持経費が対象</p> <p>補助金＝補助対象経費（円／月）×令和元年度同月と比較した輸送量減少率</p> <p>※実施する場合は、事業(1)～(3)のいずれか1つ以上を合わせて実施することが必要。また、事業(4)における補助金上限は、各事業者の補助金限度額の2分の1以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>燃料費</u> ・<u>修繕費</u> ・<u>車両等点検費</u> <p>※生活バス路線の維持に係る補助など、他の補助制度において補助対象となっている経費部分は除きます。</p>

【その他補助対象とならない経費】

- 経常的に発生する人件費
- 運行欠損費（割引運賃の差額（ただし、(3)商品造成に関する事業を実施する場合に、新たな企画きっぷやツアー商品を造成する際に割り引く運賃相当額を除く。）を含む。）
- 租税公課費
- 感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応として公共交通の利用促進に必要な施設の整備費用を除く。）
- 消費税及び地方消費税
- 国、県、他の地方公共団体及びその他の団体から補助金や助成金を受ける経費
- その他知事が不相当と認める経費

6 補助率 10分の10

7 補助金限度額 申請時点における下表の事業規模に応じて設定

区分	事業者の区分	補助限度額
鉄軌道	鉄軌道の総延長が 100 km 超	2,000 万円
	鉄軌道の総延長が 100 km 以下	1,000 万円
路線バス	乗合バスの車両数が 100 以上	1,000 万円
	乗合バスの車両数が 10 以上 100 未満	500 万円
	乗合バスの車両数が 10 未満	300 万円
航路	船舶の総トン数 5000 トン以上	1,000 万円
	船舶の総トン数 1000 トン以上 5000 トン未満	500 万円
	船舶の総トン数 1000 トン未満	300 万円

※ 乗合バス（乗合事業用自動車）は、県内の営業所に所属するものに限る。

8 注意事項

- 補助金の交付は、1 事業者当たり 1 回限りとします。複数回に分けて申請することはできません。（交付決定後、事情変更により事業内容を変更申請することは可能です。）
- 県税に未納のある事業者は、交付を受けられないことがあります。
- 事業の着手は、交付決定後となります。事業の着手とは、事業実施のための発注など、直接的な経費の発生を伴うものをいいます。なお、各事業者に内示後、交付決定前に着手が必要な場合は、事前着手届が必要となりますので、ご相談ください。

9 申請書類に押印を省略する場合の取扱い

本県では、令和 3 年 4 月 1 日から、補助金の申請等の手続きの際に、代替手段により本人意思及び真正性が担保できる場合は、押印を省略することができることとなりました。本補助金に係る手続きにおいても、押印を省略する場合は、以下の方法をとってください。手続きを簡素化及び迅速化するため、なるべく本方法による手続きをお願いします。（従前どおり、押印して提出することも可能です。）

- 押印を省略する文書に、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入すること。

【記載例】

本件責任者（職氏名・連絡先）	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指します。

担当者とは、本件に関する事務を担当する者を指します。

- 提出は、電子メールにより、県の担当者及び県・申請事業者双方の上席者をあて先にして送付してください。

※Bcc は使用せず、To 又は Cc に下記あて先を指定して、要件としている送付先が確認できるようにしてください。

県担当：okamoto-takeshi@pref.ehime.lg.jp（岡本）及び nomoto-kaho@pref.ehime.lg.jp（野本）

並びに

県上席者：aibara-kazunori@pref.ehime.lg.jp（相原）に加えて、

申請事業者側の上席者もあて先にしてください。（会社アドレスは不可です。）